



市政記者クラブ加盟社 各位

運送事業者燃料価格高騰対策支援金[第2弾] の申請受付を開始しました

市では、岩手県が実施する運輸事業者運行支援緊急対策事業(第4弾)に併せて、長期化するエネルギー価格の高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援するため、市内のトラック事業者等に対し「盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金[第2弾]」の支給申請受付を開始しました。

記

1 主な支給対象要件

(1) 支給対象事業者

- ・ 岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第4弾)の支給決定を受けた事業者であること
- ・ 市内に本社または営業所等を有する事業者(個人事業主を含む。)であること
など

(2) 支給対象車両

- ・ 現に事業用として保有している車両であること
- ・ 市内を使用の本拠とする車両であること
など

2 支援金額

支給対象車両1台につき 2万3,000円

3 申請受付期間

令和6年2月9日(金)から令和6年6月28日(金)まで(消印有効)

※ 予算の上限に達した場合、申請受付を終了しますので御留意願います。

4 添付資料

事業概要リーフレット

【問合せ先】

経済企画課長 小野 哲治
TEL: 019-613-8298

～市内で貨物運送業を営む皆様へ～

燃料高騰対策支援金 [第2弾]



の申請を受け付けています

盛岡市では、岩手県が実施する運輸事業者運行支援緊急対策事業(第4弾)に併せて、長期化するエネルギー価格の高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援するため、市内のトラック事業者等に対し、「盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金」を支給します。

支援金額

対象車両
1台につき **2万3,000円**

申請受付期間

令和6年2月9日(金)から
6月28日(金)まで(消印有効)

対象事業者

- 岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第4弾)の支給決定を受けていること
 - 市内に本社または営業所を有すること (個人事業主を含む) などが要件です。
- ※ 詳しくは資料裏面「対象事業者要件チェックフロー」をご確認ください。

対象車両

- 現に事業用として保有していること
 - 市内が使用の本拠であること などが要件です。
- ※ 詳しくは資料中面「対象車両要件表」をご確認ください。

盛岡市支援金[第2弾] 申請の 3 ステップ

ステップ 1

- 岩手県に対して「岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第4弾)」の申請をしてください。

- ◎ 申請先
：岩手県トラック協会
- ◎ 申請期限：4月30日(火)

ステップ 2

- 岩手県から「岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第4弾)」の支給決定通知が届きます。



ステップ 3

- 盛岡市に対して「盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金(第2弾)」の申請をしてください。

- ◎ 申請先
：盛岡市役所経済企画課
- ◎ 申請期限：6月28日(金)

申請先・問合せ先

盛岡市商工労働部経済企画課
〒020-8531 盛岡市若園町2-18 市役所若園町分庁舎2階
☎ 019-613-8298 ✉ keizai@city.morioka.iwate.jp

対象要件や申請方法、
提出書類など詳しくは
中面をご確認ください!!

盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金 [第2弾] 事業概要

最新情報や申請様式データは盛岡市ホームページから御確認ください。

【原油・物価高騰関連】盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金 [第2弾]

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/1026070/shogyo/1043033.html>



1 事業目的

岩手県が実施する運輸事業者運行支援緊急対策事業（第4弾：申請受付期間が令和6年2月5日からのもの。以下「県支援金[第4弾]」という。）に併せて、長期化するエネルギー価格の高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援することを目的とし、トラック事業者等に対して支援金を支給するものです。

（盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金（第1弾：申請受付期間が令和5年6月12日から11月30日までのもの。以下「盛岡市支援金[第1弾]」という。）に続き、今回は第2弾の実施となります。）

2 支給対象事業者 ※ 次のすべての要件に該当すること

- 県支援金[第4弾]の支給決定を受けた者
- 貨物自動車運送事業者のうち市内に本社を有するもの、岩手県内に本社を有するもので市内に営業所を有するもの、市内に営業所を有する中小企業者若しくは市内に住所又は事業所を有する個人事業主
- 支援金の受領後も市内で貨物自動車運送事業を継続する意思がある者
- 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

📄【対象事業者要件チェックフロー】を御参照ください。

3 支給対象車両 ※ 次のすべての要件に該当すること

- 申請日時点において、現に事業用として保有する車両（貨物軽自動車を含む。被けん引車は除く。）。
- 市内を使用の本拠として、東北運輸局岩手運輸支局又は軽自動車検査協会岩手事務所に登録されている車両。

【対象車両要件表】

自動車検査証の欄	対象要件
登録年月日/交付年月日	<input type="checkbox"/> 申請日以前であること。
車両番号 地域名	<input type="checkbox"/> 「岩手」又は「盛岡」であること。
自動車の種別	—（問わない。ただし、被けん引車を除く。）
用途	<input type="checkbox"/> 「貨物」であること。一部「特種」「乗用※」の場合あり。
自家用・事業用の別	<input type="checkbox"/> 「事業用」であること。（ナンバープレートが緑地、軽自動車は黒地）
使用者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 申請者と同一であること。
使用の本拠の位置	<input type="checkbox"/> 市内住所であること。
有効期間の満了する日	<input type="checkbox"/> 申請日以降であること。

（※ 軽自動車にあつては、用途「乗用」であっても車検証備考欄等にて貨物用途に供するものであることが確認できる場合は対象となります。）

4 支援金額

支給対象車両の台数に23,000円を乗じた額を支給します。

(例) 支給対象車両数 10 台 × 23,000 円 = 230,000 円

5 申請受付期間

令和6年2月9日(金) から **令和6年6月28日(金)** まで ※郵送の場合は当日消印有効
(予算の上限に達した場合、申請受付を終了しますのでお早目に申請ください。)

6 申請書類

次の(1)～(7)の申請書類をすべてそろえて提出してください。ただし、盛岡市支援金[第1弾]の支給決定を受けている事業者等については一部書類の提出が不要となる場合があります。*1,*2

【提出書類確認表】

(凡例： ○…必要 △…不要の場合あり)

申請書類	提出要否
(1) 支給申請書兼請求書(様式A)	○
(2) 盛岡市支給対象車両一覧(様式B)	○
(3) 役員等名簿(様式C)	△*1
(4) 県支援金[第4弾]の支給決定通知書の写し → 紛失等により提出が困難な場合は御相談ください。	○
(5) 対象車両の車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項) → 対象車両一覧(様式B)に記載の全車両分を提出してください。 → 対象車両一覧(様式B)の整理番号を各車両の車検証の写し等に記入してください。	○
(6) 【申請者が法人の場合】履歴事項全部証明書(発行から6か月以内のもの)の写し 【申請者が個人の場合】本人確認書類の写し	△*1
(7) 支援金振込先口座に関する情報が確認できる書類(預金通帳の写し等)	△*2

*1 (3)・(6)については、盛岡市支援金[第1弾]の支給決定を受けている場合で、その後役員等情報に変更がなければ提出不要です。また、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている場合も提出不要です。

*2 (7)については、盛岡市支援金[第1弾]の支給決定を受けている場合に、今回の支援金振込先口座が盛岡市支援金[第1弾]の振込先口座と同一であれば提出不要です。

7 申請方法

上記申請書類(紙)を下記申請先へ郵送してください。

(申請先へ御持参いただくことも可能ですが、その場で書類の審査等を行えませんので御了承ください。)

8 支援金の振込みについて

書類等の審査が完了次第、支給申請書兼請求書(様式A)にて御指定の口座に支援金を振込みます。
(書類に不備がない場合、申請書類の受領から約3～4週間後に振込完了予定です。)

9 申請先・問合せ先

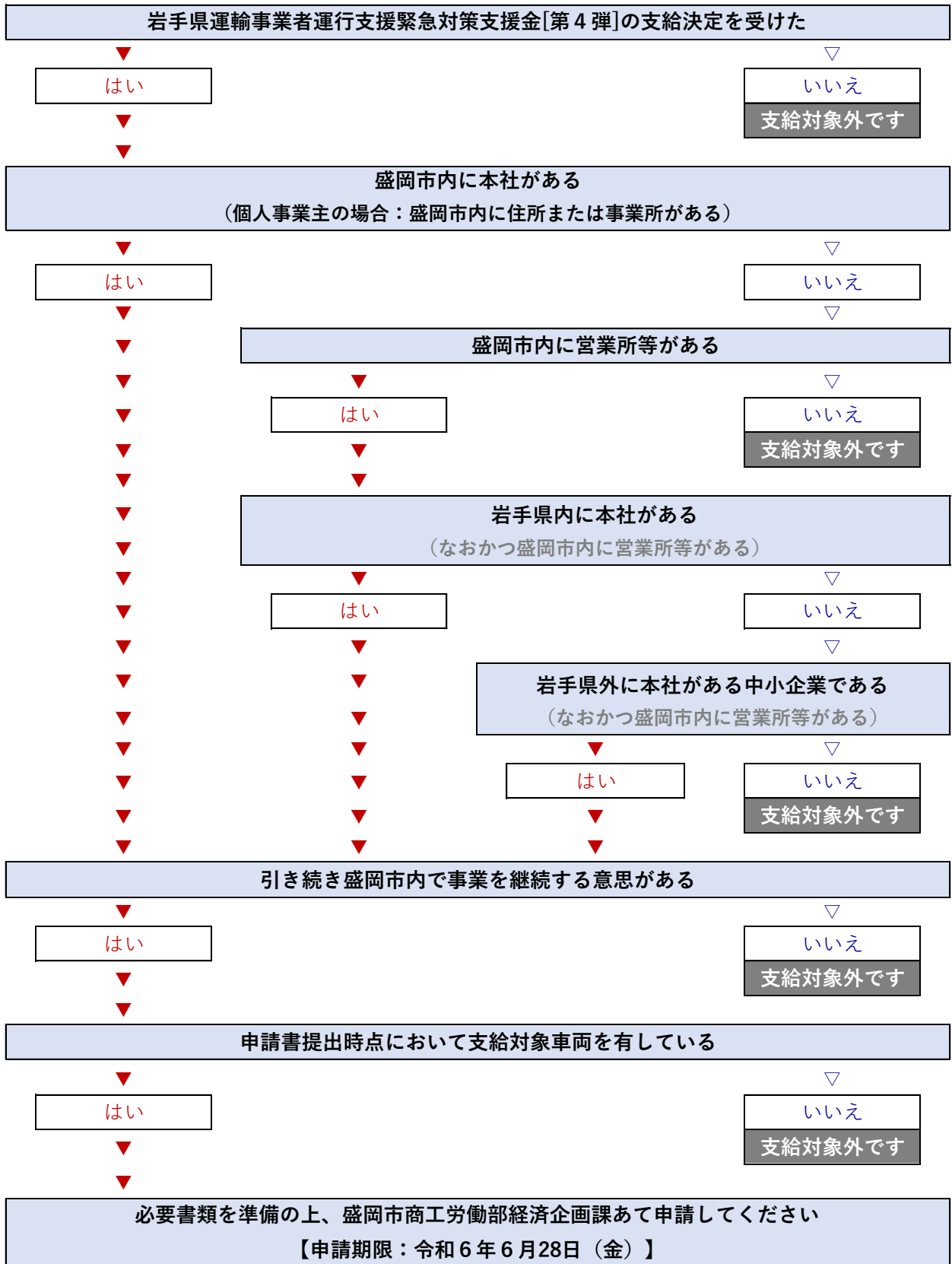
盛岡市商工労働部経済企画課

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

Tel : 019-613-8298 (直通) E-Mail : keizai@city.morioka.iwate.jp

【対象事業者要件チェックフロー】

盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金 [第2弾]



(書類審査の結果、支給対象と認められれば支給決定となります)